

(答申第42号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った医療保護入院に係る事案経過報告書に係る個人情報部分開示決定のうち、審査請求人が開示を求める情報を実施機関が非開示としたことは、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成30年11月26日付けで、「平成〇〇年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日の保健所の対応がわかる「事案経過報告書」」に係る個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、審査請求人に係る「事案経過報告書（No.〇〇〇〇〇）」及び「精神家庭訪問（受診支援）報告書（No.〇〇〇〇〇）」を対象公文書として特定した上で、岐阜県〇〇保健所（以下「保健所」という。）と開示請求者の家族とのやりとりの内容、医師の判断、保健所と警察とのやりとりの内容などの情報が、それぞれ条例第14条第2号、第6号又は第7号に該当するとして個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成31年1月22日付け保第937号の3により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成31年2月1日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第24条第1項の規定に基づき、平成31年2月22日付け保医第1577号で、本件審査請求に対する決定について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

条例第14条第7号において非開示とされる事案経過報告書（No.〇〇〇〇〇）の記載事項中、平成〇〇年〇月〇日10時50分から13時10分までの警察とのやりとりの内容並びに同報告書4ページ目の〇より入電した際の内容及び5ページ目から6ページ目までの〇へ架電した際の内容の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由の要旨は、以下のとおりである。

(1) 条例第14条第2号該当性について

本件審査請求において審査請求人が開示を請求している情報は、おのおのの発言の信憑性が疑われるため、審査請求人自身による内容確認のための請求であってなんら問題はない。また、家族との話し合いはできており、開示に際して支障はない。

(2) 条例第14条第7号該当性について

実施機関が非開示理由として弁明する「警察の手法や着眼点が明らかとなり事前に対策を講じられる」について、保護に際して手法に秘密性はないと考えられる。

警察に求められる事は状況を正しく把握することであり、「事前の対策」ということを考えていることがおかしい。

また、実施機関は「情報が保健所を通じて開示されることで、今後警察が詳細な情報を保健所と共有しなくなり、仮に情報共有がなされたとしても保健所職員が率直かつ詳細な記録を躊躇するようになる」と弁明するが、それはすなわち公務員の職務を放棄しているということであり、職務能力不足であるからそれ相応の処分をすればよいだけである。

(3) 審査請求の理由

審査請求の理由は、事実確認及び録音データとの擦り合わせのためである。

審査請求人が持ち得ている音声データにはやりとりの一部始終が録音されており、どのような情報か確認もなしに、何ら主張・立証するものではないとは到底言えないものである。

(4) 医療保護入院について

保健所は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第47条第2項に基づき支援を行ったと主張するが、審査請求人は平成〇〇年〇月〇日時点においては精神科を受診したことがなく、精神科医に診断をされたことがない。したがって当時の審査請求人は、精神障害者すなわち精神保健福祉法第47条第2項による支援対象には該当しない。

〇〇〇警察署は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条第1項第1号及び第2項に基づき審査請求人の保護を行ったと主張するが、法令の条文では「精神錯乱又は泥酔のため」「迷子」との記載があり、今回のケースでは当てはまらない。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を容認しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第14条第2号該当性について

審査請求人が開示を求める部分のうち条例第14条第2号に該当するの

は、事案経過報告書（No.〇〇〇〇〇） 4 ページ目から 6 ページ目までの審査請求人の〇との電話でのやりとりの内容である。審査請求人の〇の発言内容は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

特に、本件事案が審査請求人と家族との関係性を端緒とするものであることから、審査請求人との間で無用な争いを生じさせるものとして、慎重な判断が求められる。

また、保健所職員の発言についても、職員の発言その内容から審査請求人の〇の発言が推測できるため、同様のおそれがある。

このような理由から、条例第 1 4 条第 2 号に該当すると判断し、非開示とした。

(2) 条例第 1 4 条第 7 号該当性について

審査請求人が開示を求める部分のうち条例第 1 4 条第 7 号に該当するのは、事案経過報告書（No.〇〇〇〇〇）中、平成〇〇年〇月〇日 1 0 時 5 0 分から 1 3 時 1 0 分までの警察とのやりとりの内容及び 4 ページ目から 6 ページ目までの審査請求人の〇との電話でのやりとりの内容である。

その具体的な内容は、警察官が審査請求人の言動等について評価して検討し、対応方針を判断したもの並びに家族及び保健所が審査請求人の言動等について対応方針を率直に検討し情報共有しているものである。

こうした情報が開示されると、保護に至るまでの警察の手法や着眼点等が明らかとなり、事前に対策を講じられるなどして保護対象への適切な評価及び判断を困難にし、警察における今後の適正な保護事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、こうした情報が保健所を通じて開示されることで、今後警察や家族が詳細な情報を保健所に共有しなくなるなど、支援対象者への適切な支援に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

このような理由から、条例第 1 4 条第 7 号に該当すると判断し、非開示とした。

(3) 審査請求の理由について

本件審査請求において審査請求人が開示を求める情報は、審査請求人がその場所にはいない中での電話でのやりとりなど、審査請求人が録音を行うことは困難と考えられる状況でのやりとりである。

「事実確認及び録音データとの擦り合わせの為」との審査請求人の主張は、本件処分の違法・不当性について何ら主張・立証するものではなく、本件処分が妥当であることは上述したとおりである。

(4) 医療保護入院について

審査請求人は、家族への暴力行為で 1 1 0 番通報され、警察に任意保護（警察官職務執行法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 項）された。

警察から対応について相談された保健所は、平成〇〇年〇月〇日から〇日までにかけて警察、家族及び医療機関との調整など、審査請求人に対して精

るものがあることから、仮に特定の個人が識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第14条第2号該当性

実施機関は、審査請求人が開示を求める情報のうち、本件非開示情報①について、審査請求人以外の個人に関する情報として、非開示としたものである。

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、本件非開示情報①は、保健所の審査請求人に対する精神科受診支援の過程において保健所の職員と審査請求人の〇との間で行われたやり取りの内容であり、これらの情報は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報である。

また、対象公文書を見分すると、確かに、保健所と審査請求人の〇の両者が審査請求人の様子について情報を共有し、今後の審査請求人に対する支援の在り方を共に検討する過程が記録されている。

これらの情報は、審査請求人と審査請求人の〇との間において、両者が〇〇であるとはいえ、必ずしも利害が一致しない状況においては、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報である。

したがって、これらの情報は条例第14条第2号に該当すると認められる。

(2) 事務事業情報（条例第14条第7号）について

ア 条例第14条第7号の趣旨

条例第14条第7号は、「県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

同号の趣旨は、事務又は事業の性質に着目し、県の機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第14条第7号該当性

実施機関は、審査請求人が開示を求める情報のうち、本件非開示情報②について、警察の事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとして非開示としたものである。

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、本件非開示情報②には、警察が保健所等関係機関とどのように連携し、どのような状況判断を行ったかについての情報が含まれている。

また、対象公文書を見分すると、確かに、本件非開示情報②には警察の保護事務における具体的な対応方針が記録されている。

そうすると、これを開示した場合、当該事務における手法や着眼点に関する具体的な情報が明らかとなることで、警察による関与が必要な場面に

においても、これを回避するための行動が可能となるなど、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。

したがって、本件非開示情報②は条例第14条第7号に該当する情報であると認められる。

また、本件非開示情報①については、条例第14条第2号に該当する情報であることから、これを開示した場合、○との信頼関係が損なわれて審査請求人への今後の支援に必要な情報共有ができなくなるなど、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあり、条例第14条第7号にも該当する情報であると認められる。

(3) 審査請求の理由について

審査請求人は、審査請求の理由を事実確認及び録音データとの擦り合わせのためとし、自身の持つ録音データを確認するように求めている。

しかし、本件審査請求において審査請求人が開示を求める本件非開示情報①及び本件非開示情報②は、実施機関が主張するとおり、審査請求人がいない場面での審査請求人以外の者によるやりとりであって、当該情報はそもそも審査請求人には録音することができない情報である。一方で、審査請求人がその場にいた場面については情報が開示されており、当該録音データは、本件審査請求に対する当審査会の判断に影響を与えるものとはいえない。

(4) 医療保護入院について

審査請求人は医療保護入院に至る経緯についての見解を述べるが、本件審査請求において当審査会が判断するのは本件処分についての妥当性であるから、医療保護入院に至る経緯についての見解は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

以上のとおり、本件請求において審査請求人が開示を求める情報は、条例第14条第2号又は第7号の非開示事由に該当すると認められる。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成31年2月22日	実施機関から諮問を受けた。
平成31年3月26日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
平成31年4月25日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和元年5月21日 （第89回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和元年7月30日 （第91回審査会）	諮問事案の審議を行った。 実施機関の口頭意見陳述を行った。

令和元年8月29日 (第92回審査会)	諮問事案の審議を行った。
------------------------	--------------

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会	
	川田 智子	行政書士	
会長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)